

平成24年度「東京都環境影響評価審議会」第8回総会

速 記 録

平成24年12月21日（金）

都庁第一本庁舎33階 特別会議室N6

(午後3時07分開会)

小川環境都市づくり課長 本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

初めに、事務局から委員の選任について御報告申し上げます。

史跡・文化財の阿部委員におかれましては、この夏から体調を崩されておられまして、事務局といたしましては、一日も早い御回復をお待ち申し上げているところでございますけれども、今後の審議会運営を鑑みまして、阿部委員の前任で、長年にわたりまして当審議会委員を務められ、御見識の深い伊藤先生に委員の就任をお引き受けいただけないかということで御相談申し上げましたところ、今般、御快諾をいただきまして、12月10日付で御就任をいただいたところでございます。

つきましては、本日の総会から審議会委員につきましては、1名ふえまして、24名ということになってございます。

本日の総会は、委員24名のうち、現在、12名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、平成24年度第8回総会の開催をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

小島審議会会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を30名程度とします。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入室、着席)

小島審議会会長 傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構ですので、よろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまから、平成24年度「東京都環境影響評価審議会」第8回総会を開催します。

本日は、会議次第にありますように、部会に属すべき委員の指名を行った後、諮問1件と受理報告を受けることにします。

では、初めに、新たに就任された委員を御紹介いたします。

伊藤玄三委員でございます。

伊藤委員の部会への所属についてでございますが、「東京都環境影響評価審議会規則」で

会長が指名することになっておりますので、私から指名させていただきます。

伊藤委員には、史跡・文化財を担当していただくこととなりますので、両部会併任とさせていただきます。また、技術指針部会へも所属していただきます。

伊藤委員、よろしく願いいたします。

伊藤委員 伊藤でございます。よろしく願いいたします。

小島審議会会長 それでは、続きまして、諮問案件について事務局から御提案願います。

小川環境都市づくり課長 それでは、審議会資料3、8ページになります。

朗読いたします。

24環都環第467号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成24年12月21日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

記

諮問第402号「（仮称）有楽町一丁目計画建設事業」環境影響評価書案

以上でございます。よろしく願いいたします。

小島審議会会長 先に御説明をどうぞ。

宗野環境アセスメント担当課長 それでは、お手元の薄い黄色い冊子が当該案件でございます。

1ページ、概要を説明させていただきます。

事業者の名称は、三井不動産株式会社でございます。

対象事業の種類は、高層建築物の新築でございます。

対象事業の内容の概略につきましては、このページでございます表のとおりです。

敷地の面積1万7,000㎡におきまして、延床面積約18万5,000㎡、最高高さ198mの業務、商業等の用途の施設を建設する計画でございます。

5ページ、事業の目的でございます。

当該の有楽町一丁目にかかる地域につきましては、「千代田区都市計画マスタープラン」ですとか、東京都の「都市づくりビジョン」などの土地利用の計画が示されております。また、当該地域は、都市再生の緊急整備地域にもなっておりまして、このようなところでの整

備方針に基づきまして、この事業では、日比谷エリアのゲート空間にふさわしい、文化・交流施設を核とした複合拠点開発を行い、にぎわいのある広場や歩行者ネットワークの形成をしていくとしております。

8ページ、計画地周辺の航空写真でございます。真ん中の赤い部分が計画地でございます、計画地の西側は日比谷通りで、それを挟んで日比谷公園、計画地の北西側には皇居の一画が見えております。また、計画地の北東側、東京駅方面、東京駅の手前には国際フォーラムが間近にあるような位置関係になっているということでございます。

9ページ、計画地周辺の現況図でございます、計画地は、現況の区道131号という部分を含めまして、点線で囲まれた部分が計画地でございます。これはこの事業とは別に施工しております区画整理によりまして換地されることとの関係によるものでございます。

10ページ、この開発の目標ということでございまして、4点を挙げております。日比谷エリアのゲート空間にふさわしい拠点を形成するすとか、風格ある緑豊かな景観を形成するなどとしております。これを受けまして、その下に整備の基本方針といたしまして、4つ目の丸のところでは、地域性に配慮した風格ある緑豊かな景観の形成などを挙げております。

12ページ、配置の計画図でございます。平面の計画図でございます。敷地を目いっぱい使う形で高層部、その南側に低層部が配置されるということです。

隣の13ページ、こちらが計画建物の断面図でございます。上部は事務所、低層部につきましては商業、文化交流施設などを配置する計画ということでございます。

20ページ、緑化の計画図でございます。立体的な緑化と敷地内の緑化を行うことによりまして、隣接する日比谷公園との連担した緑を形成し、水と緑の回廊の形成に寄与するという計画でございます。

隣の21ページ、上段にございます表は工事工程の表でございます、現在、既存の建物がございまして、その解体の工事から始めまして、杭工事、基礎工事、その後、地下の躯体工事、上部の地上の躯体の工事という形で、約4年間の工事期間を計画しております。

36ページにございます表は、環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表でございます。こちらの事業の地域は、いわゆるアセス条例で定める特定の地域の中にありますので、調査計画書の段階は省略されまして、項目についても定められたものということで、限定された、ここに記載の6項目を選定しているということでございます。

説明は以上でございます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

ただいまの案件は、第一部会に付託させていただきたいと思いますので、皆様方、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

小川環境都市づくり課長 それでは、受理関係について報告させていただきます。

審議会資料につきましては、9ページ、資料4をご覧ください。

1、環境影響評価書案、ただいま諮問させていただきました(仮称)有楽町一丁目計画建設事業でございます。平成24年11月30日に受理をしてございます。

2、環境影響評価書、国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線及び小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線(国分寺市東戸倉二丁目～小平市小川町一丁目)建設事業、平成24年11月19日受理でございます。

3、事後調査報告につきましては、東北縦貫線(東京駅～上野駅間)整備事業、こちらが工事の施行中その4以下、ほか4件受け付けております。

変更の届け出でございます。晴海二丁目計画ほか1件。

最後に完了届でございますけれども、西新宿八丁目成子地区再開発ビル建設事業、平成24年12月11日付で受け付けております。

以下、報告の内容につきましては、この後、説明を1つずつさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

上田アセスメント担当課長 それでは、説明いたします。

本日の総会資料の10ページ、「国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線及び小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線(国分寺市東戸倉二丁目～小平市小川町一丁目)建設事業」環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連でございます。

本件は、6月29日の第3回総会で答申をいただきましたものでございまして、今回、評価書ができ上がってきたものでございます。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。

まず、10ページ、大気汚染でございますが、評価書案審査意見書の内容でございます。

(1)計画道路の計画交通量は、並行する府中街道の現況交通量を上回る理由について、具体的に説明すること。これについて評価書では、計画道路の整備により都市計画道路ネットワークが充実し、府中街道等を通過する交通量が計画道路に転換されるということを記載いたしました。

(2)大気質の予測に当たって、ブルーム・パフモデルを選択した理由について記述が不足し

ていることから、特徴を示すなどして説明することと。これにつきましては、このモデルは汎用的で、他の手法に比べ検証が十分になされており、道路事業のアセスメントで広く用いられていることを記載いたしました。

(3)大気質の濃度予測において、バックグラウンド濃度の値は、小平市小川町測定局を選択しているが、この理由について具体的に説明することというものでございます。計画道路周辺の大気質の調査結果は、小川町測定局の年平均値と同等であるということで、選択した理由を書いております。

(4)周辺に学校、病院等が存在することから、これらの施設付近における大気質の濃度について分かりやすく説明することというもので、これについては、公共施設等（学校、幼稚園等）を図に示し、その大気汚染状況について記載いたしました。

(5)環境保全のための措置として、車道の両側に環境施設帯を設置することとしていることから、大気汚染の低減に着目した植栽の配置を検討し、その効果について説明するというものでございます。これについては、設置する植樹帯には、汚染物質の拡散作用、吸収吸着作用があり、それにより大気汚染の低減が可能であるということを記載いたしました。グレーの評価書の本編の67ページに図と説明を追加させていただきました。中段の図でございます。続きまして、11ページ、騒音・振動でございます。

(1)道路交通騒音の背後地における予測については、環境基準と予測地点との関係を図示するなど、分かりやすく記述するというものでございます。これにつきましては、本編82ページの上段に図を追加いたしまして、計画道路沿道と背後地の位置関係及び適用される環境基準の違いについて、断面図を用いて説明いたしました。

(2)副道を設置する地点など異なる道路断面の地点における道路交通騒音についても予測・評価することというものでございますが、これにつきましては、本編89ページに図を追加いたしまして、計画道路の構造について整備パターン図と説明を追加したものでございます。

続きまして、水質汚濁です。

計画道路の工事においては、周辺の水路に濁水を排出しない計画となっておりますが、濁水発生の有無について明確にして、その処理方法について具体的に記述するものでございます。これにつきましては、玉川上水を橋梁構造で通過するために濁水は発生しないということを記載いたしました。また、新堀用水は函きょ構造となるために、水路の切り回し、鋼矢板による締め切り等により濁水の流出防止を図るということを記載いたしました。

続きまして、生物・生態系でございます。

(1)環境施設帯への植樹帯の設置に当たっては、周辺の緑と一体となった緑のネットワークを形成するよう検討を求めるものでございます。これにつきましては、中高木を可能な限り環境施設帯等に残すということ。高木、中低木を新たに植樹することで、多様性のある緑のネットワークが創出されるということを記載いたしました。

(2)やむを得ず伐採する樹木について、可能な限り移植を検討するとしていますが、若木の導入や萌芽更新についても検討を求めるものでございます。これにつきましては、若木の導入や将来の萌芽更新の可能性について記載をいたしました。

(3)計画地内において確認された注目される植物について、移植先を慎重に選定するとともに、移植後の管理についても具体的に記述することを求めるものでございますが、これにつきましては、玉川上水や中央公園の管理者と協議し、移植先の選定、柵の設置・管理、モニタリングなどを行うということを記載いたしました。

続きまして、12ページ、景観でございます。

(1)計画道路の存在による地域景観特性の変化は小さいとしているが、新たに形成される質のよい景観づくりの方策について、詳細に検討して記述することというものでございますが、これについては、玉川上水緑道や沿道の屋敷林、農地等の緑と結ばれて緑のネットワークが形成され、周辺環境と調和した橋梁や緑道が整備されることを記載いたしました。

(2)計画道路が玉川上水を横断する部分の眺望の状況の変化の程度についても予測・評価することというものでございます。これにつきましては、評価書の231ページに写真を2枚追加いたしました。玉川上水緑道からの眺望の状況の変化の予測結果を記載させていただいております。

続きまして、史跡・文化財でございます。

(1)史跡に指定される部分は掘削改変は行わないとしていることから、計画道路と玉川上水の間隔を分かりやすく説明することというものでございますが、これについては、史跡部分は掘削等の改変を行わないことと、圧迫感の少ない構造を検討することなどとともに、「史跡玉川上水保存管理計画書」に基づく配慮を行うことを記載いたしました。

(2)文化財周辺の環境への影響は小さいとしていることから、その整備内容を具体的に記述することというものでございますが、これにつきましては、玉川上水緑道や法面を覆う橋梁の構造について、断面図を用いて説明をいたしました。評価書本編の243ページ、橋梁の構造を断面図で載せてございます。

続きまして、本日の資料の13ページ、自然との触れ合い活動の場でございます。

(1)既存樹木を環境施設帯等に残す計画であることから、周辺の緑と一体となった自然との触れ合い活動の場づくりについて、詳細に検討して記述することを求めるものでございます。これにつきましては、計画道路の植樹帯を小平中央公園に隣接する樹林地側に設けることなどにより、緑豊かな空間を創出するものでございます。

(2)交差点とその付近の構造や緑道の修景方法、緑化について詳細に検討し、図などを用いて分かりやすく記述することというものでございますが、これにつきましては、本編の260ページ、玉川上水と計画道路の交差点付近のイメージ図を追加させていただきました。この図については、警視庁等との協議がまだ整っていないということで、あくまでもイメージというもので出させていただきます。

次に、廃棄物でございます。

(1)再利用が困難な建設廃棄物は適切に処理するとしているが、排出量が示されていないことから、可能な限り定量的に記載すること。これにつきましては、発生する建設廃棄物は、「東京都建設リサイクル推進計画」に従い、全て再資源化することを記載いたしました。

(2)木くずは、全て再資源化するとしているが、その方法について環境保全のための措置において記載することというものでございます。これにつきましては、再資源化施設の活用などにより、燃料等として再生品化を図ることを記載いたしました。

審査意見書と評価書の関連は以上でございます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問等がありましたら、どうぞ。

片谷委員 大気のところですけども、記載が間違っているとかそういうことではございませんで、資料10ページ、大気汚染の(2)ブルーム・パフモデルを選択した理由として、本編60ページに記載されているものを抜粋したものがここに書かれているのですけれども、広く用いられている方法であるということはもちろんそのとおりであるわけですが、ブルーム・パフモデルを適用できる理由というのは、そこが地形的に平らであって、高層建築物等がそこにはないということのほうがもっと大きな要因ですので、それは本編60ページには書かれているのですけれども、抜粋資料にその部分が入っていないのは、この資料が今後どういう扱いになるのかにもよりますが、できればそこまで書いておいていただいたほうがより適切な説明になる。評価書には書かれていますので、評価書自体に問題があるわけではございません。

上田アセスメント担当課長 本日の資料上の書き落としというか、集約漏れでございますので、御指摘を踏まえまして、今後、総会等の資料は、正確に記載するようにいたしたいと思っております。

小島審議会会長 ありがとうございます。処理をよろしく願います。

ほかにもございますか。

担当された委員の方で何か補足がございましたらでも結構でございます。

よろしゅうございますか。

それでは、特にこれ以上の発言はないようですので、受理関係はこれで終わりたいと思っております。

上田アセスメント担当課長 済みません、事後調査報告をこれから。今は評価書の関連が終わったところです。

小島審議会会長 そうですね。

では、よろしく願います。

上田アセスメント担当課長 引き続きまして、事後調査報告に入らせていただきます。

本日の総会資料の14ページ、事業名が東北縦貫線（東京駅～上野駅間）の整備事業でございます。

答申は、平成19年6月27日、本事後調査報告書の受理は、平成24年11月26日となっております。

事業の種類は、鉄道の改良でございます。東京駅～上野駅間の約3.8kmの線路が途切れているところを高架で結ぶというものでございまして、工期は、平成20年度から26年度初頭までということになってございます。

今回の事後調査区分でございますが、工事の施行中その4ということで、平成23年度分になるものでございます。

調査項目・事項は、騒音・振動、廃棄物でございます。

内容につきましては、騒音・振動につきましては、建設作業騒音の調査結果は64dBでございまして、評価書の予測結果を下回っております。

また、建設機械の騒音は、環境確保条例に定める勧告基準を下回っております。

予測結果を下回った理由につきましては、敷地境界から建設機械の稼働位置までの距離を大きくとったこと、門型クレーンのみを使ったということが考えられるというものでございます。

続きまして、廃棄物でございます。

建設発生土は1,089^m、建設泥土は1,074.6^m発生いたしました。

高架橋の解体等により、鉄骨・鉄くず680.1t、コンクリート塊2,114.7t、アスファルト・コンクリート塊が233.4t、混合廃棄物124.2t、その他5,256.5tが発生いたしました。

鉄くず等の累計が予測結果を上回っているのは、当初計画になかった仮設橋台を設置して作業をすることとなり、この橋台撤去に伴う排出量が増加したというものでございます。

混合廃棄物の71%を除きまして、再利用率は100%となっております。

15ページ、コンクリート塊の累計が予測結果を上回っているのは、想定以上の地下構造物があり、その撤去によるものでございます。

今回の累計が予測結果を上回っているのは、道路使用の制約等から、仮舗装による舗装を複数回行ったということでございます。

混合廃棄物の累計が予測結果を上回っているのは、高架橋下の店舗の撤去工事による排出量が想定よりも増加したというものでございます。

その他の累計が予測結果を上回っているのは、鉄道用砕石、バラストが予想よりも深かったということで、その排出量が増加したということでございます。

苦情の有無でございますが、平成23年度においては、騒音に関する苦情は19件という報告が出ております。作業を中断して、工事内容を説明したほか、静かな作業に努め、機械の位置を離すなどして、作業方法に工夫を加えた結果、苦情をいただいた皆様から御理解をいただいたという報告となっております。

続きまして、16ページ、東京都市計画道路環状第2号線(中央区晴海四丁目～銀座八丁目間)の建設事業でございます。

答申は、平成19年3月27日、受理日は、平成24年12月7日となっております。

事業の種類は、道路の新設でございます。環状2号線の晴海四丁目～銀座八丁目までの約2.1km、往復四車線の道路を建設しているところでございまして、工事期間は、平成20年から27年度というものでございます。

今回の事後調査の区分は、工事の施行中その1ということで、平成23年度分になるものでございます。

調査項目は、騒音・振動ほかとなっております。

調査結果の内容でございますが、騒音・振動については、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音は、事後調査結果が63～77dBで、一部の工種で予測結果を上回ったが、施工時における

建設機械の稼働台数の増加によるものと考えられるというものでございます。全ての工種で環境確保条例の勧告基準は下回っているというものでございます。

(2)建設機械の稼働に伴う建設作業振動でございますが、事後調査結果は39～61dBで、全ての工種で予測結果を下回り、環境確保条例の勧告基準を下回っているというものでございます。

2、水質汚濁でございますが、橋梁下部工事に伴う浮遊物質（SS）の事後調査結果は2～18mg/Lでございますが、予測結果と同等かそれよりも下回っているというものでございます。

3、地盤、(1)掘削工事に伴う地盤変形でございますが、地盤の累積変動量は、鉛直変異が-69～+1mm、水平変異が-4～+14mmでございますが、一部を除いて大きな変動はございませんでした。なお、9の地点において鉛直変位が-69mmとなっておりますが、当該地点は工事境界から11m離れている地点でございます。一方で、工事区域に最も近い調査地点では、-13mmの沈下にとどまっているというもので、この69mmについては、本工事による直接的な影響ではなくて、同時に周辺で行われていた下水道の幹線工事によるものではないかということで、引き続き変位を注視していくということにしております。

(2)地下水の排水に伴う地盤への影響の程度でございますが、地下水位は、被圧地下水でA.P. -1.72～+2.63m、不圧地下水でA.P. -0.30～+3.30mと、降雨の直後を除きまして、通常の変動の範囲内で緩やかに変動しているものでございまして、工事の実施に伴って地下水位の低下はございませんでした。また、地下水のくみ上げも行っていないことから、地下水位の低下による地盤への影響は小さかったと考えるものでございます。

続きまして、17ページ、生物・生態系でございます。

橋梁下部工事に伴う水生生物への影響を調査した結果、底生生物は、平成22年度に18種、23年度に29種が確認され、評価書の調査結果、13種以上であったということでございます。魚類等も22年度に11種、23年度に19種が確認され、評価書の調査結果以上の結果となったというものでございます。なお、確認された種のうち、ピリンゴ、ユビナガスジエビ、モクズガニ、ケフサイソガニの4種類については注目種に該当していたというものでございます。これからも、工事により発生した濁りが魚類へ及ぼす影響は小さかったと考えるというものでございます。

続きまして、廃棄物でございます。

その表にございますとおり、コンクリート塊が589m³、アスコン塊が105m³、汚泥が5m³発生したというものでございます。再利用率は全てにおいて100%となっております。

苦情の有無でございますが、騒音・振動などに3件の苦情がございました。工事を中断して作業内容を説明、機器を防音シートで覆うなど対応した結果、苦情をいただいた方には御理解をいただいたという報告を受けております。

以上でございます。

宗野アセスメント担当課長 それでは、続きまして、本日の資料の18ページ、西東京の都市計画道路調布保谷線、東伏見～北町の建設事業の事後調査報告書でございます。

平成10年に答申をいただいた案件でありまして、3.9kmの区間を4車線整備する事業でございます。今回の報告では、平成24年2月、3月の施行のものでありまして、この案件につきましては、5年間ほど報告をため込んでおりましたけれども、一応、今回で通常に戻った形になります。今回の施行の区間は、西武池袋線をアンダーパスする部分においてトンネルを築造しているところにかかわるものでございます。

建設作業の振動に関してでございますけれども、事後調査結果は予測値と同程度か下回っていたということでございます。

19ページの事後調査報告書は、国道16号線、昭島の拝島町～福生市熊川間の拡幅事業でございます。平成9年に答申をいただいた案件でございます。1.5kmの区間を6車線で整備する、拡幅する事業でございます。

今回、調査した時期は、平成21年のもので、少し前のものでございますけれども、これについてもためているものは提出するように指導しているところでございます。

今回の施行の区間は、国道16号と玉川上水とが交差する部分がございます。その部分の工事にかかわるものでございます。

1番目と2番目は建設作業の騒音と振動でありまして、事後調査結果は予測値をいずれも下回っていたということでございます。

陸上植物に関しましては、お手元の16号線の事後調査報告書の32ページを見ていただきたいと思います。少し前の状況ですけれども、21年の工事の施行中の植生図でございます。縦に走っている水色の部分が玉川上水でありまして、これを左右に青い点線で囲んでいる部分が薄い点線で2つありますけれども、ここが事業の区間であります。これに関してですが、植物個体の変化といたしましては、評価書作成時、この着色した区域で207種ほど確認しておりましたが、今回、平成21年で確認したところ、少しふえまして、314種になっていたということです。

また、植物群落の変化でございますけれども、事業でやっている玉川上水を横断する橋を

武蔵野橋といいますが、武蔵野橋の北側に残されたクヌギ - コナラ林が緑色であります。これについてですけれども、それなりにボリュームがあるということから、その林内については変化はなかったと。林縁部に関しましては、明るい環境を好むメヒシバ - エノコログサ群落が確認されたということでございます。

また、育成環境につきましては、この拡幅しているところにくっつく部分、そこに隣接する部分は日当たりがよくなっておりますので、そのことで表土が乾燥していたと。そのようなことから、乾燥に強い一年生の草本群落が確認されたということでございます。

本件について、苦情はなかったということでございます。

また、本日の資料の20ページは、西新宿八丁目の成子地区の再開発ビルの建設事業の事後調査報告書でございます。

平成15年に答申をいただいた案件でありまして、約2haの敷地に190mの高さの高層建築物を新築している事業でございます。既にちょうど1年前に供用を開始している事業でございます。今回は、施行中の最後の報告ということでございます。

1つ目は、地形と地質、これは地盤の変形に関してでございますけれども、地盤の変動量は、敷地の境界でそれぞれ記載のとおりでございます。著しい地盤の変形は見られなかったということです。

地下水の変化に関しましては、地下工事に伴う変動はありましたけれども、施行後においては、施行前と同程度の地下水位になっているということで、また、周辺への影響も見られなかったということでございます。

あと、廃棄物でございますけれども、3つ表がございまして、1つ目は、既存の建物等にかかわるもの、2番目は建設発生土の量、3番目は、建設する工事に伴って排出された廃棄物の量でございます。ほとんどのものが再資源化率100%であったということでございます。(3)の一番下の表の金属くずが事後調査のときはかなりふえた形になっておりますけれども、これは当初、計画していなかった仮棧橋を施行時につくることになりまして、それを解体撤去したことからふえているということでございます。

苦情は、この案件はございませんでした。

22ページは、(仮称)晴海二丁目マンション計画建設事業の変更届でございます。

こちらの事業は、平成21年に答申をいただいた案件でありまして、約3haの敷地に1,800戸の住宅を建設する事業でございます。

変更の内容は、こちらに記載しておりますけれども、震災の影響によりまして、工事の予

定期間と供用期間を延伸するものでございます。

変更の内容といたしましては、高さを約5m、また、戸数を60戸ほど減らすことも伴っております。工事の予定期間といたしましては、21年度から当初は24年度までとしておりましたけれども、約4年延ばすような形で、28年度まで延伸するものでございます。

この変更に伴う再評価結果でございますけれども、今回の変更の内容は、主に工事期間の延伸ということでありまして、工事の内容や予測条件には変更がございませんので、予測・評価の見直しは行っておりません。

23ページは、豊洲新市場建設事業の変更届でございます。

こちらは、平成23年に答申をいただいた案件でございます。豊洲六丁目地内に卸売市場等を約40haの敷地に建設する事業でございます。

変更の内容につきましては、お手元の薄い冊子、変更届で御説明したいと思います。

豊洲市場の変更届の3ページ、この事業で汚染土壌の処理があるわけですが、3ページのフローは、汚染土壌の処理のフローでございます。いろいろな汚染がございますけれども、その汚染の状況に応じまして、大きく分けると3つの処理方法、中段に緑色で左のほうから、「掘削微生物処理」というものと、青色で「洗浄処理」、右側に紫色で「中温加熱処理」という3つの処理で場内の汚染土壌を処理する計画としているということです。今回の変更は、真ん中の青色の「洗浄処理」にかかわるものでございます。

5ページ、こちらのフローは洗浄処理のフローでございます。もともと当初の計画では、重金属で汚染された土壌につきましては、洗浄処理のプラントで処理をする計画としていた。この処理のフローは、「ぐり石」「砂利」などと粒径が左側のほうから大きくなっておりまして、そこから右に行くに従って小さくなるような形でまとめております。左側の3つの列につきましては、比較的粒径が大きいものでありまして、こちらについては、この装置を通すときれいになって、この街区の中で埋め戻される。それに対しまして、4番目の列にあるところは、粒径が非常に小さいものです。75 μ m未満と書いてございますけれども、その部分については、洗浄すること、きれいにすることはできなくて、それを脱水して、場外のセメント資源化施設に持っていくという形で当初は計画していたということでございます。

これに対しまして、施工を進める中で、粒径の細かい、小さい汚染土壌がある程度まとまってあるということが判明いたしまして、数字といたしますと、1万6,000 m^3 ほどでございますけれども、そのような土は、この洗浄処理の中では浄化することができませんので、それをわざわざこの施設の中に入れることはしないで、直接、この図で言うと、右側に鍵型に右

に折れて、下に折れているところがありますけれども、この装置を通さないで、直接、外の
土壌汚染対策法の許可を受けた施設のほうに持っていくことにするという変更でございます。

この変更に伴いまして、外に搬出する車両が若干ふえることとなります。総台数とすると、
3カ月間ほど46台がふえるということでありまして、それに関しまして、車両がふえますので、
大気汚染と騒音・振動に関しまして計算をした結果が14ページに記載されております。

計画地付近の4つの地点におきまして、大気汚染と騒音・振動についてその台数がふえたこ
とに関して計算をし直した結果でございますけれども、ほとんど変わらない。一部、若干増
加する部分もございますけれども、ほぼ変わらないということでございます。このようなこ
とから、評価の結論も変わらないということでございます。

説明は以上でございます。

これで一通り、事後調査報告と変更届まで説明を終わりました。

小島審議会会長 完了届というのは必要ですか。

宗野アセスメント担当課長 完了届は届け出たということで、資料は特にございません。

小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、以上で受理報告につきまして、説明が終わりましたが、ただいまの説明につ
きまして、何か御質問等がありましたら、どうぞ。

平手委員 17ページの環状第2号線の5の廃棄物の表ですけれども、予測結果は工事期間の
総量ということで、今、施行中のその1で、その3までやられる計画になっているようですが、
この表は本来は、その1の工事期間の間の予測結果と事後調査結果という形。その場合は、そ
の1、その2、その3と工事期間は3つですけれども、あるいは全体をまとめてその3で総量とい
うどちらかで完成する表で、今の形だと、全体の総量とその部分の事後調査だと、この表の
意義が、要するに何を評価しているのだろうかということになって、非常にあいまいな状況だ
と思うのですが、その辺はどうなのでしょう。どういう位置づけになっていますか。

宗野アセスメント担当課長 先生お気づきになられていますけれども、表の構成上、その
ことが分かりづらいことにはなっていると。案件によっては、もう少し、この期間に出たも
のだということがはっきり分かるように書いてあるものもあります。このようなことになっ
ているので、前から谷川先生も、きょうはいらしていませんけれども、羽染先生も、予測し
たものと途中のものを突き合わせても余り意味がないので、もとの評価書の段階でそういう
突き合わせができるものを書くようにしてもらわないと根本的にはここは解決しないですね
という話はあって、指針の見直しの中でそういうことをしていきたいと思っています。

それはそれで根本的に解決するのですけれども、あとは、量は突き合わせできませんけれども、きちんと再利用のサイクルの中で回っているということは最低分かるようにしてほしいということはおっしゃられていますので、そのことで、表の右側に、量は突き合わせができないのですけれども、一応、再利用のルートにはきちんと乗っているということが確認できるようにはしているということでございます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

谷川委員 今のところに関連してですけれども、これは特に工法が変わったとか、そういうことがあるのでしょうか。あとは、予定した期間が思ったよりもやれなくて少なかったとか、今の表はこういうことをお願いしたいのですけれども、なぜ大幅に違っているかという理由だけ、全体の量を出しているものなのか、これを例えば10年間分だったら10分の1をしてみれば、大体状況が分かるかという、そういう補足説明をしていただけますでしょうか。

宗野環境アセスメント担当課長 そのことが分からないことがまた問題でありまして、そういうことなので、つくるときに、例えば9kmの区間を3km分がこの量と出してあれば、それと突き合わせができると思っています。時期的なものは、結構、工期が延びたりしますので、突き合わせがしづらいと思っていますので、そういうものがないので、ここは何かつくるものが変わったとか、そういう話ではありません。この段階でこれだけが出たというだけです。

小島審議会会長 ほかにありましたらどうぞ。

山本第二部会長 今回、建設作業の騒音・振動についての事後報告で測定値が出ているのが4件あります。これまでも事後調査結果として騒音・振動の値が表示されてきたのですけれども、そのデータの信頼性が疑わしいものがたくさんありました。疑わしいという意味は、対象外のことまで含めて一緒に数字として出ているので、それでは予測したものと事後調査をしたものの比較にならないだろうということをずっと言ってきたわけですけれども、今回は、割合、丁寧にさせていただいているものが幾つかあって、それを紹介しておこうかなと思います。

まず、一番最初の東北縦貫線は、測定地点が京浜東北線とか山手線の高架の横にあります。11ページのところを見れば分かるかと思うのですけれども、ここは、在来線鉄道が頻繁に走り回ることと、横には側道があって、自動車が頻繁に通ることですので、建設工事騒音を計るという意味においては、鉄道の音と自動車の音が主たる妨害音になりますので、これはやはり除かないといけないということが簡単に分かるわけです。

14ページ、15ページ、今回は騒音の例ですけれども、騒音レベル波形、時間波形を示していただきました。14ページの一番上の図などを見ますと、この地点では電車の音が75ぐらいまであって、右のほうに「対象区間」と書いてありますけれども、建設作業にかかる音であると認められるところはこの部分にある。そういうことはちゃんと明示してあります。4つぐらい図がありますが、いずれも騒音の分析をした区間の数字というのは、この図を見ただけでも、大体、60～65ぐらいになっているというのがよく分かりますので、数値として示された、つまり、事後調査結果として示された数字は信頼の置けるものだということが容易に分かります。これが1つということです。

その次の晴海四丁目、環状2号線の建設事業です。

27ページを開いて見ていますけれども、これについては、時間ごとの計測結果をテーブルにのせていただいて、そして、横軸を時間、縦軸に騒音レベルの結果、 L_5 ですけれども、これをプロットしていただいているということです。例えば27ページの一番左の図を見ると、建設作業が行われている時間帯は非常に高い数字が出ているけれども、それ以外は下がっているということで、一個一個のデータはちょっと分からないのですが、建設作業の騒音を代表しているだろうというのがある程度分かるということです。

惜しむらくは、これも先ほど申し上げましたように、レベル波形の代表的なものを挙げていただいて、対象外の音と対象の音というものがどれぐらいの違いがあって、どういう頻度になっているかを示していただければ非常に丁寧になると思います。ただ、この時間とレベルの比較をしていただいているだけでもある程度分かりますけれども、望むらくは、先ほどの東北縦貫線のような形のレベル波形の中に対象音と対象外のものを明示していただく。さらに時間ごとに測定されている、数字として出てきているものをプロットしていただいて、そしてそれが建設工事を行っている時間の中で周囲に比べてどれぐらい上昇しているか、そういうものが分かるようにしていただければいいと思います。2つ例を挙げましたけれども、この2つは比較的丁寧に書かれています。

ところが、西東京都市計画道路3・2・6は数字だけということです。周辺状況は全く影響がなかったのかあったのか分かりませんが、これだけあれば、事後調査結果というものの数字を信頼に足ると言われるかということ、信頼に足らないと考えるので、こういうものは、やはり今、申し上げましたような整理方法でやっていただきたいと思います。

その次の一般国道16号については、12ページからテーブルを全部載せていただいています。テーブルというのは、測定の値と時間。これも特に問題はないとは思いますが、先

ほど言いましたように、除外すべき特徴的なものがそこに存在するのであれば、それはどれぐらいのレベルになっているのか。建設工事の騒音との比較においてどれぐらいの差があるのかをやはり知りたいので、これも時間波形を示していただきたいということと、できればこの表もプロットしていただきたいということです。

事後調査報告書には担当したコンサルタントさんの名前がちゃんと載っていますので、ちゃんとしてくれているところはちゃんとしてくれているだろうなという推定はつくのですが、今、申しましたように、今後の事後調査報告を丁寧にしていただくように事務局からちゃんと指導していただければいいかと思います。ただ、今回、幾つか丁寧にしていただいたので、それはよかったと思っています。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

では、今の件はよろしくお願いします。

ほかにございますか。

どうぞ。

片谷委員 今、山本部会長がおっしゃった件に関連して、私は苦情のほうに関心があるので、むしろこれは山本部会長にお尋ねする発言かもしれません。

工事用の機械に伴う騒音レベルとしてはそんなに高くないと思うのです。要するに電車などよりずっと静かだということにもかかわらず、建設工事に対する苦情がかなり多数発生しているという状況があって、これは単に苦情をおっしゃっている方が電車の音を本当は苦情の対象にしなければいけないものを工事のせいだと言われているだけなのか、あるいはこの測定が必ずしも騒音を受けるような立場の周辺の住民の方の居住地点での騒音を代表していない可能性もあるのか、その辺はどうなのでしょう。余りに苦情が多いので気になりました。

山本第二部会長 今、最後におっしゃったところはそのとおりで、調査地点はサンプリングですから、サンプリングしたところの数字が出ているだけであって、実は、お住まいの方はそのサンプリングの点と違うところにお住まいになっているということで、同じ騒音の値であっても、出たり出なかったりすることはあります。

苦情というのは余りよく分からない要素がいっぱい入ってしまっていて、音の感じ方は千差万別で、人それぞれ違っています。ですから、非常に小さな音であってもどうしても腹が立つ、気になるとおっしゃる方から、幾ら大きな音がしても全然気にならないという方がいらっしゃるのです。一概に音の数字が大きいからどうだ、小さいからどうだということはなかなか言えないのですけれども、苦情というのは必ず発生するので、それに対していかに対応するか

ということのほうがむしろ大事なことだと思います。苦情対応を1つ間違えるとこじれにこじれてしまって、工事をストップしてくださいということにつながりかねないと思います。

もうちょっと言いますと、一応ここでは騒音と言っていますけれども、音というのは情報です。音がするという事は、どこかで何かが起きていて、その起きていることが何なのだろう。その起きていることに対する価値判断も1つ入ってくるのです。例えばピアノ殺人事件などがありました。音が聞こえるけれども、多分、子供がピアノを弾いている。それでほぼ笑ましく思える方もいらっしゃるし、うるさく感じる方もいる。それはどういうことかという、同じ音なのだけれども、子供に対してというか、お母さんに対して反感を持っている。近所づき合いが悪いとか、近隣関係が悪い場合には苦情になるし、よい場合にはほぼ笑ましいという形になります。

同じようにいくと、いろいろな面で音源、音を出す、発生するものに対する住民の価値判断が苦情として出ていますので、今回も幾つか苦情が出ていますけれども、アセスの縦覧であるとか、そういった時点で、計画の時点で非常に反対をされていてという場合もあって、そういう方々にとっては建設工事の音そのものが非常にけしからぬ。私たちが反対したものをまたやっているみたいなことになりまして、関心のない方はそうでもないということですので、苦情の件数は確かに気になるのですけれども、苦情の件数のことと事後調査で出てくる数字とは必ずしも相関があるとはいえないということだけ御承知おきいただければと思います。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

この場合には、理解をいただいて、19件もあるのにうまくおさまったということで、今の例から言うと、非常に対応が適材適所であったというか、単純に言えば、そう考えてよろしいですね。

ありがとうございました。

ほかにございますか。

どうぞ。

平手委員 先ほどの山本部会長がおっしゃった、いい例とありましたけれども、事務局サイドに指導と言われてもなかなか難しいところがあるような気もして、ひな形みたいなものを、例えばこういう方法で、いい例みたいなものを幾つか用意しておくとか、そういうことがないと、この例でと出すのもなかなか難しいところがありますね。その辺は指導の状況が分からないですが。そのようなことの工夫も必要ではないかという気はしますが。

宗野アセスメント担当課長 先ほどの騒音のチャートの話でいくと、現場できちんと騒音をとっているかどうかです。そこできちんとしていけば、まとめることは難しくないはずですが、それができているかどうかということで、そのデータがないと、例えばアルバイトではないですけれども、人もいないで、ただデータだけがずっととられているという、何の音だか先ほどみたいに分析ができないので困ってしまうということなので、事業者がこれを作成するにはそういうことにきちんとして気をつけるということを改めて言っていきたいと思います。

平手先生がおっしゃるように、口頭で言うだけではなくて、騒音の振動はこういうことに気をつけてやってくださいという話も必要に応じて、もう少し分かりやすく指導する必要もある、検討していく必要もあるのかもしれませんが。

山本第二部会長 望ましくは、事後調査報告書の審査要領というか、チェック要領をそちらのほうで用意されていて、こういう図がそろっているか、こういうデータがそろっているかということをチェックしておくような要領というか、そういうものを用意しておかないと、皆さん方は2年ごとに変わっていかれますので、それが伝わっていくかどうか分からない。また5年後ぐらいすると私みたいに文句を言う人がまた同じことを言って、そういえば昔そんな話もあったぐらいで済まされてしまうのは非常に困りますので、審査要領とか、審査チェック要領とか、そういうものをきちっとつくっていただいたほうがいいと思います。

その上でこの事後調査結果の数字を見るということをしないと、データに信頼性がないものが出てきて、それで予測値を上回った、下回った、環境基準を上回った、下回ったと幾ら言っても、意味がないことをずっと繰り返すことになりますので、ぜひその辺を次の方あるいは引き継がれるときのことを考えて要領をちゃんとつくっておいていただければと思います。

小島審議会会長 今、技術指針の改定をやっているけれども、それに載せる載せないは別として、その中で少し議論するともう少しクリアできるかもしれません。

宗野環境アセスメント担当課長 そうですね。事後調査の基準というものがありますので、その関連で少し整理していきたいと思います。

小島審議会会長 よろしくをお願いします。

ほかにございませんでしょうか。

義江委員 豊洲新市場ですけれども、粒径の細かい汚染土壌を外の施設で処理するというのですが、外の施設ではどういう処理をするのか。その施設がどこにあるかを参考までに

教えてください。

宗野アセスメント担当課長 細かい粒径のものは、結局、セメントの材料になります。セメント工場に行くわけですけれども、この案件の場合、首都圏だと川崎とか横浜で処理ができる。セメント化する前処理ですとか、そこから積み出して地方のセメント工場に持っていったりして、結局、セメントの原料になるということ、セメントの製品になってしまうという形になります。

義江委員 セメントにするとときに高温の熱を加えるから汚染物質が処理されてしまうということですか。

宗野アセスメント担当課長 そうということです。ロータリーキルンという1,500度ぐらいの非常に高温で、粘土分などと混ぜて焼成する機械があるのですけれども、その中に投入することで無害化されるということです。

小島審議会会長 よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

後半があるので、だんだん押し迫ってくるのですが、ほかに何かありますか。

ちょっと1つだけいいですか。

16ページ、地盤のほうで、-69mmというのがありますというのが、環状2号線で、この工事に関係なさそうだということは分かるし、また、事後報告を少しやってみても分かるのですけれども、どこの場所で、この沈下量はどのぐらいの範囲か。ほかがなく、ここだけ7cm沈下していると何か影響がないのかなということが余り書いていないし、そういうことが起こる場所かどうかがこれだけだと分からない。前を見れば分かるのでしょうけれども、9地点でこれぐらいの沈下があっても、周囲の建物が密集した、その関係はどうなっているか。

要するに、ここでやった工事とは関係ないということの主張はよく分かるのだけれども、現実的にこれだけの沈下が起こっているものに多少関与しているわけで、そうすると、これだけの沈下量は一体、周囲の状況によるわけですけれども、影響は少ないということの評価ができるかどうか。その辺をもしそうできるのだったら、ちょっと補足してもらったらいかなという感じがします。

上田アセスメント担当課長 事後調査報告書の環状2号線の冊子の66ページに当該の9の測定地点が出ておりまして、69mmの沈下を確認した場所が9の4でございます。これはことしの3月13日の測定で69mmの沈下を確認しているのですが、その後、5月の測定以降も、そのまま測定をしていますので、もとに戻る傾向にあることは確認しています。現在のところ17

mmほどもとに戻っているという状況です。ただ、5月以降横ばいというところもあり、また、それほど人が多く住んでいるようなところではない場所なので。

小島審議会会長 場所が分かれば、この場所だったら、そんなにあれですね。非常に局所的だから関係ないかもしれないですね。分かりました。その辺が確認できればいいということです。

上田環境アセスメント担当課長 特に大きな影響はないということです。

小島審議会会長 分かりました。ありがとうございました。

それでは、この辺で終わらせてよろしゅうございますか。

では、どうもありがとうございました。

これで受理関係に関する質問は終了したいと思います。

そのほか何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、これで傍聴人の方は退場してください。

(傍聴人退場)

(午後4時28分閉会)